

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成22年5月24日(月)

開会 13時30分

閉会 15時25分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 牛場まり子委員長、清水明委員、竹下譲委員、丹保健一委員、向井正治教育長

欠席者 なし

## 4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

予算経理室長 加藤正二 予算経理室主査 大市美保子

教育改革室長 岩間知之 教育改革室主幹 森山隆弘

教育支援分野

人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室主幹 松本忠

福利・給与副室長 堀内英樹

学校教育分野

小中学校教育室長 西口晶子 小中学校教育室副室長 鈴木憲

小中学校教育室充指導主事 松島功城

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 野原宏司 社会教育推進特命監 小嶋浩

社会教育・文化財保護室主査 石谷正秀

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室充指導主事 嶋田和彦

スポーツ振興室主幹 森政之 スポーツ振興室主幹 岡 芳正

## 5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第13号 条例改正案について(その1)	原案可決
議案第14号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について	原案可決
議案第15号 条例改正案について(その2)	原案可決
議案第16号 条例改正案について(その3)	原案可決
議案第17号 三重県社会教育委員の委嘱について	原案可決

## 6 報告題件名

件名
報告1 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について(その1)
報告2 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について(その2)
報告3 平成22年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について
報告4 第60回三重県高等学校総合体育大会の開催について
報告5 「日本スポーツマスターズ2010(にまるいちまる)三重大会」開催100日前イベントの開催について

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

牛場まり子委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回教育委員会（平成 22 年 5 月 24 日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

### ・議事録署名人の指名

清水委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 13 号、議案第 15 号、議案第 16 号が意思形成過程のため、議案第 14 号、議案第 17 号が人事案件のため非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告 1、報告 2、報告 3、報告 4、報告 5、報告 6 の後、非公開の議案第 13 号、議案第 16 号、議案第 15 号、議案第 14 号、議案第 17 号を審議する順とすることを確認する。

### ・審議内容

#### 報告 1 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について（その 1）（公開）

（予算経理室長説明）

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、別紙のとおり報告する。平成 22 年 5 月 24 日提出。三重県教育委員会事務局、予算経理室長。

ページをめくっていただき、「専決処分の報告について」をご覧ください。これは県議会へ報告する様式にのっとり書かせていただいたものです。

本報告案件につきましては、去る 4 月 20 日の定例会に報告させていただいた昴学園高等学校の公用車による交通事故に関するものです。前回 4 月 20 日に諮らせていただいたのが物損に係るもの、今回は人身に係るものです。

表の一番右側の欄をご覧ください。専決年月日の欄に記載があります 5 月 17 日に、知事が損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分をいたしましたので、先の物損に係るものと合わせて、来たる 6 月 7 日開会予定の県議会に報告することとなります。そのため、事前に教育委員会に報告するものです。

事故の内容につきましては、この表の左側、損害賠償の義務の発生原因となる事実の欄に書かれています。平成 21 年 8 月 3 日、松阪市茅原町地内の県道交差点におきまして発生しました県立昴学園高等学校の公用車による公務上の事故です。詳しく説明いたしますと、職員が学校用務のために、軽トラックの公用車で松阪市内に出向く途中、信号のない県道交差点を直進しようとしたところ、左から直進してきた相手方車両と接触しました。相手方は会社の車、つまり社有車を運転していましたが、社有車の前方部分と公用車の左側後方部分が接触いたしました。双方の車が損傷を負ったという事案です。相手方車両はフロントバンパーとヘッドライトを損傷。公用車はリアのポティーとタイヤを損傷したものでございます。双方の車の損傷につきましては、車の所有者である会社との間で過失割合が県側 90、相手側が 10 ということで和解が成立していますが、今回、医師の診断によりますと、このドライバーは頸椎捻挫、いわゆるむち打ちだと思いますが、ということで、示談交渉が長引いておりました。表の損害賠償の額の欄をご覧くださいませでしょうか。この頸椎捻挫によりまして、相手方の治療費、通院費等、損害額合計 181 万 9,875 円の 90%に相当する額、163 万 7,888 円を県が加入保険により賠償いたすものです。以上です。

#### 【質疑】

委員長

報告 1 はいかがでしょうか。

竹下委員

別に文句は何にもないのですが、医者診断があったのですからいいのですが、頸椎捻挫ということですが、側面からぶつかったわけですね。

予算経理室長

側面とも言えないですが、先方の前方部分と、私どものリアの後方ですので、こういう形でぶつかったと思います。相手の車は前、公用車はやや後ろの方。

竹下委員

側面から衝撃を与えているわけですよね。

予算経理室長

そうですね。

竹下委員

この場合でもやはりあるのですか。後ろからでなくても、こうガクンガクンとなって。

予算経理室長

その辺の詳細は分かりかねますが、そういうところの診断が出ています。

竹下委員

この額が180万円ということは、相当軽いということですか。

予算経理室長

いや、どうでしょうか。通院費、治療費にかなりかかっています。事故が8月の3日ですが、完治したのが1月26日ということですので。

竹下委員

完治しているわけですね。もう大丈夫なんですね。

予算経理室長

そのように聞いています。

委員長

よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

## 報告2 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について(その2)(公開)

(予算経理室長説明)

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、別紙のとおり報告する。平成22年5月24日提出。三重県教育委員会事務局、予算経理室長。

1枚めくっていただけますでしょうか。これも県議会へ報告する様式にのっとって書かせていただいています。表の一番右側ですが、専決年月日の欄に記載があります5月14日、この日に知事が損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分をしています。他の専決処分の報告と合わせて、これも6月7日開会予定の県議会に報告することになります。そのため、事前に教育委員会に報告するものです。

事故の内容につきましては、損害賠償の義務の発生原因となる事実の欄をご覧くださいいただけますでしょうか。平成22年2月18日、県庁の敷地内で発生しました県立盲学校の公用車による公務上の事故です。詳しく説明いたしますと、職員が県庁での用務を終えまして、公用車の軽自動車で、これも先ほどと同じ軽トラックですが、県庁の玄関付近から道路に向かって直進をしていましたところ、県庁前のロータリーを右回りで回って玄関方向に右折しようとした相手方車両の左の前方と公用車の左後方が接触したというものです。相手方は車両の左前方のバンパーとヘッドライトを損傷していました。公用車は荷台の左側面と左後輪付近を損傷したものでございます。なお、双方とも人的な損傷はありませんでした。

表の損害賠償の額の欄をご覧くださいいただけますでしょうか。過失割合といたしましては、県側が30、相手側が70ということで和解しております。相手側の損害額は9万9,797円で、県は相手側損害額の30%に相当する額、ここに書いてあります2万9,939円を加入保険により賠償いたしました。なお、県側の損害、軽トラックの修理代ですが、これが14万1,173円でした。この修理代の70%相当、9万8,821円は相手方が負担しています。残る30%相当額の4万2,352円は県が修繕料として負担しています。以上です。

【質疑】

委員長

報告2はいかがでしょうか。

竹下委員

こちら側の損害の軽トラックのほうの修繕代については、専決処分はなかったんですか。

予算経理室長

この専決処分はあくまでも損害賠償の額の確定に対する専決処分となりますので、私どもの公用車の損傷につきましては、修繕で直すということになるかと思います。あくまでも、議会に報告する議決事案とし

ては、損害賠償の額の決定になります。

竹下委員

相手からもらう額は損害賠償でもらうのでしょうか。こちらの修繕代の 70%は損害賠償でもらって、30%は自分のところの修繕代で負担する。

委員長

報告 2 は了承いたしました。

- 全委員が本報告を了承する。 -

### 報告 3 平成 22 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会の結果について（公開）

（小中学校教育室長説明）

平成 22 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。平成 22 年 5 月 24 日提出。三重県教育委員会事務局、小中学校教育室長。

義務教育諸学校の教科書の採択の仕組みについては、お手元の資料 5 ページに付けさせていただいています。公立の義務教育諸学校の教科書の採択の権限は市町等教育委員会にあります。また、国立・私立の学校はそれぞれの学校長が採択の権限を持っています。教科書の採択にあたりまして、県の教育委員会は、採択権者であるそれぞれの市町等教育委員会及び学校長に、指導・助言・援助をすることが法律で定められています。また、指導・助言・援助を行うにあたり、県の教育委員会は教科用図書選定審議会を設置し、審議会に対し諮問し、答申をいただいたことを踏まえて指導・助言・援助をすることと法律で定められています。

前回の 4 月 20 日の教育委員会定例会で、教科用図書選定審議会の委員につきましてご承認いただきましたので、それを受けまして、4 月 26 日に第 1 回教科用図書選定審議会を開催いたしました。本日は、その審議会の概要についてお話をさせていただきます。

資料の 1 ページをご覧ください。この資料は第 1 回の教科用図書選定審議会の概要です。2 の学校教育分野総括室長の挨拶の後、3 の会長・副会長の選出を行いました。会長には三重大学の森脇教授に、副会長には伊賀市立阿山中学校の原校長先生にそれぞれお願いをいたしました。4 の会長挨拶の後、5 の説明については、事務局から教科書採択の図を使って、採択の流れと、審議会の法的な位置づけ等について説明をさせていただきました。その後、現在使用している小学校の教科書について 20 分程度閲覧をしていただきました。

6 の審議については、今年度の小学校用の教科書の採択にあたって、指導・助言・援助を行うために必要な 4 項目について審議をお願いいたしました。まず、資料の 2 ページをご覧ください。教科用図書採択地区協議会規約例について審議をいただきました。単独あるいは複数の市町で構成されている採択地区には協議会が設置されます。その協議会で使う規約例について提案をさせていただきました。これについては、前回平成 20 年度の小学校用教科書採択の際の規約例を基本として作成したことを説明しました。

次に、3 ページをご覧ください。教科用図書採択地区における小学校で使用する教科用図書の採択基準について説明をいたしました。これについても、前回平成 20 年度の小学校用の教科書採択に際して作成した採択基準を基本として、学習指導要領の改訂を踏まえて修正を行なったことを説明させていただきました。

続きまして、4 ページをご覧ください。4 ページは小学校調査員の調査実施項目です。教科用図書選定審議会には、それぞれの教科書について調査をする調査員を置くということが決まっています。その調査をしていただく調査項目について、4 ページで審議をしていただきました。これにつきましては、前回から修正をさせていただきます。新旧対照表を配らせていただきますので少々お待ちください。それをご覧くださいと、右側が新しい方で、左側の平成 20 年度が旧版です。1 番の取扱内容のところでは、教育基本法及び学校教育法の改正、並びに学習指導要領の改定を踏まえて項目を修正いたしました。それから、2 の内容の選択及び扱いについての（5）ですが、今までは地域や学校の実態、学校の規模、施設・設備等の実情に照らしてより適切であるかという内容でしたが、この項目については、平成 21 年度の教科用図書選定審議会において、委員の方から学校単位で採択しているわけではないから、修正した方がいいのではないかというご意見をいただいていたので、今回、採択地区ごとに同一の教科書を採択しているという現状に則して、地域の実態等と修正をさせていただきました。それから、調査研究については、教科書の内容をより重視する観点から項目を修正させていただきました。4 番の組織・配列及び分量ですとか、6 番の使用上の便宜につきましても、文部科学省が示している義務教育諸学校教科用図書検定基準、教科用図書検定規則の変更点を踏まえて、特に「組織」という言葉を「構成」と変えさせていただくということも実施しました。単なる見栄えや体裁だけでなく、学習指導を進めるうえで適切かという観点を大事にするという点から、この調査項目の変更をさせていただいたという説明を行い、ご審議をいただきました。の平成 22 年度三重県教科用図書選定審議会の調査員についての審議は、人事案件であるために非公開で行いました。調査員は市町等教育委員会から推薦された者であることを説明し、ご審議をいただきました。そこには資料として付

けさせていただいておりませんが、11種目、51人で提案をさせていただきました。

1ページに戻っていただいて、6の(2)審議の概要です。委員の方々からのご意見です。「各採択地区協議会において保護者も委員になっているので、採択手続きにおいて保護者の負担にならないような配慮をお願いしたい」という意見。それから、「小学校調査員の調査実施項目について、より理解しやすいように表現すること」などの意見がありました。審議の結果、6の(1)、 、 については、原案が承認され、 については、原案を一部修正し、承認されました。修正は、原案に読点の一つ入れたらどうかという指摘によるものです。「学習指導上より適切であるか」という文言が調査項目の中にあるのですが、「学習指導上、より適切であるか」と、そこへ読点を入れるとよりはっきりするというので、このように修正をされ承認をされました。承認いただいた協議会の規約例、教科用図書採択地区における小学校で使用する教科用図書の採択基準、それから、調査実施項目については、資料の2ページから4ページにつけております。委員の方から、その他の意見として、次回の選定審議会において新旧の教科書を対比して閲覧できるような配慮をお願いしたいということも意見としていただきました。

今後の予定ですが、5月中を目途に、調査員による教科書の調査研究を行い、「平成23年度使用小学校用教科書選定に関する参考資料」を作成し、その後、6月22日に第2回教科用図書選定審議会を開催して、参考資料について審議を行う予定でございます。

以上、平成22年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について報告させていただきます。

### 【質疑】

委員長

報告3いかがでしょうか。

竹下委員

たくさん教えてほしいことがあるのですが。まず、この協議会の規約ですが、規約は、形式的には県でつくるのではなくて、各協議会でつくるというものですね。ということは、この規約というのはこちらが示しますけれども、改めてそれぞれの地区でこれを変更してつくるということはあるのですか。変更はしないで全部そのままなのですか。

小中学校教育室長

概ねそのままです。

竹下委員

これは他県とは違うのですか。愛知県と三重県の協議会の規約案は全然違うものですか、概ね同じですか。

小中学校教育室長

それについては把握をしております。

竹下委員

そもそもこの原型は誰が作るのですか。これはどこからきたものをモデルにしているのですか。それとも、完璧に自分たちで作っているのですか。

小中学校教育室長

県が作成して、実施をしています。

竹下委員

形式的にはね。実質的にはどうなんですか。初めから、1から作っているのですか。そうではなくて、何かモデルがあるのではないですか。これはしかし全部の県によって違うということになってくると、困ることですよ。変になることはありますよね。それぞれ完璧に県で決めているとなると、義務教育の教科書を決めるうえで、全国バラバラであるということになってくる。そういうことは考えていないのですか。把握していなければ、それでいいですが。

小中学校教育室長

申し訳ないです。

竹下委員

それから、この教科書目録の送付とありますね。これは文部科学省が許可してもいいと認定したものを全部渡すんですか。

小中学校教育室長

目録として渡します。

竹下委員

それでは、今度、細かな審議の仕方についてですが、調査員を選ぶのも実施項目も各協議会で決めるんですね。形式的には。ただ、調査員はこのように調査しなさいと、この新旧対照表にあるような、型のようなものを配付して、各地区協議会の調査員たちはこういう基準に基づいて調査していくということになるんですね。

小中学校教育室長

県の選定審議会にも調査員を置いていますし、各採択地区にも調査員を置いています。

竹下委員

採択地区の調査員と県の調査員とはどういう関係なのですか。

県の調査員は何をするんですか。

小中学校教育室長

新しい教科書について、それぞれ今、お示した調査項目に基づいて調査をしていただきます。

竹下委員

県の審議会の調査員は独自に調査をやるのですか。

小中学校教育室長

独自にやります。そして、このように教科書選定時に使う参考資料というものを作成しています。市町の採択のときに参考になるような資料です。

竹下委員

ますます分からなくなってきたのですが、市町の地区協議会の方にも調査員がいるんでしょう。

小中学校教育室長

そうです。

竹下委員

その調査員も調査するわけですね。

小中学校教育室長

そうです。

竹下委員

そして、意見を出すわけですね。それと県の方の意見との関係はどうなるんですか。

小中学校教育室長

県の方が最初に調査をしまして、それぞれの教科書にはこのような特徴があるというようなことを指導・助言・援助として、各採択地区協議会にお示しをさせていただきます。それを受けて、各市町には採択をする権限がありますので、各採択地区協議会の方でも、もう一度調査員を置いて、調査を進めていただきます。

竹下委員

県の調査員がやるのは、あくまでも下準備ということですか。

小中学校教育室長

そうです。

竹下委員

それを参考にして、地域の協議会で決定をするということですね。

副教育長

地域の実態に応じた調査をするわけです。各地区採択協議会は10に分かれています。例えば、この社会科の教科書はこの地域での取扱いに合っているとかが、あるいは、興味関心が高いとか。あるいは、この地域は算数の学力が低いので、この教科書の方がより良いのではないかという調査をやるということです。県の場合は、それぞれの教科書の特質をある程度示します。

竹下委員

意見が食い違った場合はどうするのですか。

副教育長

各地区の協議会は、これがうちの地域で使用するのに適しているという教科書を選んでいくわけですから、意見が食い違うということはありません。

竹下委員

ということは、県のはあくまでも参考ということですね。

副教育長

そうです。地区の採択協議会は地区の実態を見ながら、どの教科書がいいかを選びます。例えば、算数で東京書籍とか大阪書籍とかいろいろありますが、その中で、うちの地域にはこの教科書がいいのではないかという地域性を見るわけですね。例えば、算数の学力が低いから、各社の教科書を比べて、こちらの教科書の方が丁寧に書いてあるから、こちらにしようかと選ぶ。うちは、国語は能力が高いからこちらにしようかというように、それぞれの地域が実態に応じて選びます。

竹下委員

今まで現実にきちんとそういうことはやってくれていましたか。県の言うとおりに、そのままこれでいいやというような形で選ぶのではなくて。

学校教育分野総括室長

県は決めませんので。県はこの教科書にとは決めずに、すべての教科書に関する参考資料をつくってお渡ししています。

竹下委員

これがいいと言わずに、すべてのものにね。

学校教育分野総括室長

はい。

委員長

県はその地域のことを織り込めなくて、教科書の特性だけを見るということですか。

副教育長

教科書の特性だけ、そのとおりです。説明が悪うございました。委員長のおっしゃるとおりでございます。

竹下委員

調査員の調査実施項目を新旧対照表で示してくれましたが、項目一つひとつについて全部、何らかの形で表現するのですか。そのようなことはできますか。できているのですか。例えば一番最後に、変わったところで、文字の大きさ、字間・行間及び書体は学習指導上、より適切であるかというのがありますが、こんな判定できるのかな。客観的に判定しているのですか。調査員が感覚で判定しているのですか。

小中学校教育室長

少しコメントを読ませていただきます。例えば、平成 17 年度使用の小学校国語の教科書ですと、「挿絵や写真が多数使われ、児童が興味を持って学習に取り組めるように工夫されている」というコメントがあります。このほか「色彩豊かな挿絵を効果的に用いたり、遊びの要素を取り入れたりすることで、楽しい国語学習との出会いが大切にされている」というコメントもあります。

竹下委員

そういうコメントは理解できるんです。この文字の大きさ、字間・行間及び書体は学習指導上、より適切であるかというのはどうなのでしょう。書体とか。確かに書体によって変わってくるのかもしれませんが、そういうのをどうやって判定するのかと、今、聞いていて不思議に思ったのですが。

小中学校教育室長

例えば、理科ですと、「文字の大きさ、字間・行間及び書体は児童が見やすいようにできており、写真が鮮明で児童が興味関心を持って見られるように工夫されている」とか、そういうような県の調査員の調査の結果は出ております。

竹下委員

私のような年齢は、例えば、字が大きければこれは読みやすいということになってくるのですが、子どもたちにとっては、字の大きさというのはどうなのでしょう。1年生にとっては、小さな字は読みにくいでしょうけれど、6年生になればどうなのかなということは今考えていたのですが、それをどうやってこれで判定するのか。結局はそれぞれ個々の調査員が見た印象でやっているのかな。客観的な基準はつくれないですね。

副教育長

明朝とゴシックとどちらがいいかと言ってもね。

竹下委員

分かるわけがない。

副教育長

好みもありますしね。

竹下委員

そう。

副教育長

強調するところは太ゴシックになっているとか、そういうふうに記載があればいいんですが。

竹下委員

確かにパソコンなどを触っていると、字体によって全然イメージが違うということは分かるのですが、どの字体がいいかというのはなかなか分かりませんが。これをもしできればいいなと思って聞いたのですが。

小中学校教育室長

ありがとうございます。

竹下委員

それで最後の締めくくりですが、調査員が、県からきた資料を使いながら、地区のことも考えて、国語ではこれが我が地区に一番いいのではないかとか、算数ではこうだとか、優先順位を付けて、それを選定委員会に提出するわけですね。

小中学校教育室長

順位をつけるのは県のほうではなくて、各地区になります。

竹下委員

この一番下の各地区の図を聞いているんですが、選定委員会では調査員が推薦してきた順位を見て、審議をして決めて、それを採択地区協議会で決めていくということですね。県のほうはあくまでもそれに対して、指導・助言・援助をしていくのでしょうか、かなり指導・助言は細かいのですか。それとも、大雑把なのですか。県の調査員からのコメントをまとめた資料は細かいでしょうが、それを渡し、後は地区のこともよく考えなさいよというような指導なのですか。それとも、もっと詳細にいろいろやるのでしょうか。

小中学校教育室長

資料を一応出させていただきながら、ある程度、その市町教育委員会の独自性とかも尊重しながら、指導・助言・援助をさせていただいております。

副教育長

実質はしてない。それを言わないといけない。指導・助言・援助というのは、あくまでも資料冊子を作るころまでということです。

竹下委員長

後は地区の特色を自分たちで考えなさいと。はい、分かりました。ありがとうございます。

丹保委員

新旧対照表の4のところ、「組織・配列及び分量」が、「内容の構成及び配列」になったんですね。ちょっと、これについて説明をお願いしたい。

小中学校教育室長

これは先ほど申しましたように、文部科学省が出している義務教育諸学校教科用図書検定基準、教科用図書検定規則では、「組織」がまず「構成」という表現に変更されておりましたので、組織を構成に変更したということでございます。また、分量という言葉が削除されておりましたので、同様にこのような方向に変えさせていただきました。

丹保委員

そうすると、分量は考えなくていいということですか。

小中学校教育室長

分量の多い少ないというのは、学習指導上、その内容を重視して、審議をしてほしい、調査をしてほしいということです。

丹保委員

そうすると、多いとか少ないとかいうことは言うなということですか。

副教育長

実は、新学習指導要領は、深く学ぶところと基準を示すところと2つに分かれました。ご承知のように、今回の新学習指導要領では、深く学んでもいいという記述が増えたものですから、分量の多い少ないについて、いい悪いが言えなくなってきたということです。今までだったら、「深く」は、分量は少なくするというでした。教科書が薄くなってきたというのはそういうことだと思います。それが発展的学習という部分ができて、分量を増やしましたので、そのことについて分量が増えたからこれはだめですということは言えないし、少ないからだめですということも言えなくなった。それで、この分量という言葉が削除されたのだらうと思います。だから、新学習指導要領の改訂の趣旨を含んでの基準づくりだったということです。

丹保委員

それに対して意見はありませんか。教科書に追加的なというか、少し深いところがそんなにたくさん必要なのかという議論にならないんですか。

副教育長

学習指導要領の改訂の中で、発展的な学習は生徒の実態と興味関心に応じてやってもいいということを言っています。どちらかといえば上位法的な学習指導要領で規定されていますから、教科書の段階で分量をいう必要はないのではないかとということです。子どもたちの実態とか、能力とか、興味関心に応じて発展的な学習のできるような教科書を作ったというのは今回の趣旨でありますから、そのことをもって、分量で議論をすることにはならないのではないのでしょうか。

丹保委員

一応分かっているつもりで言っているのですが。

副教育長

どう説明したらよろしいでしょう。現場で議論があったかということですか。

丹保委員

いやいや、そうではなくて。例えば、いくらプラスアルファの部分でも、教科書の中にそんなにたくさんいろいろなことを入れなくていいのではないかとというような議論とか、そんなのを入れてしまうと、プラス

アルファの部分で進化すればいいと言いながらも、どうしても触りたくなくて、ついついそれで学習内容が提供されるのではないかと、そういう議論にはならないのですか。

副教育長

それは上のほうで決められた、学習指導要領の改定の趣旨だと思います。だから、現場で子どもたちの実態に合わせて学習内容を変えていきます。

丹保委員

趣旨は分かっているつもりなのですが。それはいいです。ですが、具体的に分量が多いではないかという意見も出ていますよね。

副教育長

分量が多いという意見は出ているのか。

小中学校教育室長

出ていません。

丹保委員

何かなかったですか。

学校教育分野総括室長

一般論として、報道などでは、そのボリュームが4割増えているというのはありました。ただ、まだこの議論の中では、出ていません。

丹保委員

まだ出ていないのですね。分かりました。

それからもう1つ、これは教えて欲しいのですが、この5ページの表で、右上のほうの発行者と、都道府県教育委員会の関係はどうなりますか。矢印はここにはないのですが。

学校教育分野総括室長

見本が送付されるか否かということですね。都道府県教育委員会の右側のところに本来であれば、矢印が付きます。

丹保委員

付くんですね。

副教育長

見本は来るんでしょう？

学校教育分野総括室長

来ます。見本の送付を受けるということなので。

副教育長

都道府県教育委員会へ矢印が向いているということですね。

そういうことで、漏れです。

丹保委員

それからもう1つ、これで終わりですが、都道府県教育委員会の下に があって、指導・助言・援助とありますね。これは、国・私立学校のところへも行くわけですか。国立も指導を受けることになっているのですか。

学校教育分野総括室長

教科書に関しては、見本の送付を受けて、指導・助言・援助は私立学校にも行くことになっています。

副教育長

指導・助言・援助と、それぞれ言葉が違うのは定義が違うわけですね。公立ならまだともかく、国立、私立については指導という言葉を使わないということです。平成12年の地方分権一括法で助言とか支援という言葉に変わったはずなんです。ですので、これはおそらく昔のままの表現なのか、国・私立については、援助なり助言という言葉に変わるということではないでしょうか。市町村教育委員会への指導・助言についても、指導というのが本当にそれでいいのかというのはちょっと私も自信がありませんが。

丹保委員

私もあまり詳しくないので、確認していただいて、これでよろしければ、また報告いただければと思います。

副教育長

平成12年の地方分権一括法、そこに指導という言葉をやめるという話があったかと思います。

丹保委員

私もはっきり覚えてないので、もしはっきりしたことが分かれば、また教えていただければと思います。

竹下委員

今のをもう少し教えてください。これは一応、私立学校で教える教科書についても、すべての教科書の

見本を発行者から教育委員会がもらって、それで、私立学校、あるいは国立学校に対しても、助言にしる何にしる、こちらの県ではこのように教科書を選ぶんですよということを示しているわけですか。

副教育長

参考として先ほどの資料を送付するという事です。

竹下委員

向こうから何か相談があれば渡すというのではなくて。

副教育長

国立、私立も含めて、教科書事務は都道府県教委が一元的にやっています。

竹下委員

それは知事部局から委託を受けてですか。

副教育長

国が、都道府県教育委員会が窓口になりなさいとしています。ですから、高校の場合でしたら、県立も国立も私立も皆一堂に会して教科書の説明をする。そういうことをやっています。それを指導・助言と言うか支援と言うかという問題は、先ほど丹保委員から指摘されましたので精査しますが、県がこういう調査報告書をつくったら、これを参考にしてくださいという送付文をつけてお渡ししています。国・私立についても、相談を受けたら基本的には応じるという形で考えています。

委員長

よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

#### 報告 4 第 60 回三重県高等学校総合体育大会の開催について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

第 60 回三重県高等学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。平成 22 年 5 月 24 日提出。三重県教育委員会事務局、スポーツ振興室長。

1 ページをお願いします。2 の開催期日にありますように、5 月 28 日、29 日、30 日、この日を中心といたしまして開催をさせていただくということです。

競技種目につきましては次のページにありますように、33 の種目をもって県高等学校総合体育大会にするということです。なお、一番下にあります野球のように、これは高校野球、硬式野球ですが、もう既に日程を消化しているものも入っていますが、これも高校総体の中にも含めるということです。

もう一度戻っていただきたいと思います。5 の参加校につきましては、県内の 84 校です。6 の参加生徒につきましては、県内全域約 1 万 5,000 人と予定をしているところです。

11 までいっていただきますと、採点方法です。この大会は総合体育大会ということになっていますので、すべての種目、競技において、団体の優勝は 11 点、そして、8 位は 2 点といったように得点化をしまして、どこの学校が総合点が高いかということで競うということもございませぬ。参考までに、昨年度は全日制の男子で四日市工業、女子で四日市商業高校、定通制の男子では北星高校、女子で北星高校がこの総合優勝を果たしています。13、一番下ですが、総合体育大会ということですので、総合開会式があります。3 ページをお開きください。期日は 5 月 29 日土曜日ですが、亀山市の西野公園体育館において剣道の競技がありますので、その剣道競技の開会式を総合開会式という位置づけに置き換えて、執り行いたいと思っております。県教育委員会事務局からは山口副教育長に出席をいただいて、あいさつをいただく予定です。以上、第 60 回三重県高等学校総合体育大会の概要についてご報告を申し上げます。

申し訳ございません。1 つ追加で、3 ページの 5 のところで、平成 22 年度となっておりますが、これは昨年度ですので、21 年度の総合優勝ということでございます。訂正をお願いしたいと思います。以上でございます。

#### 【質疑】

委員長

報告 4 いかがでしょうか。

竹下委員

これも知りたいので聞くのですが、この高体連というのは全員高校の先生方で構成されているのですか。他に別の人たちが入っているのですか。

スポーツ振興室長

基本的に高等学校体育連盟と申しますのは、高等学校の部活に関わるような先生方で組織をし、そして、生徒もそこに加盟をしていますが、大会運営となりますと、その高体連の先生方だけでは運営はできません

ので、それぞれの競技団体、種目団体、何とか協会とか、陸上競技協会であるとか、そういったところとも連携をしながら大会運営を行なっています。

竹下委員

一応、高体連の役員とか、高体連の事務局というのは、全部先生方ですか。

スポーツ振興室長

そうです。教諭、先生方でがんばっていただいています。

竹下委員

式次第のところ、大会委員長と高体連会長というのが別ですが、大会委員長は亀山高校の先生であるとか、何かそういう感じなのですか。

スポーツ振興室長

この大会委員長は三重県高等学校体育連盟の理事長の川戸正志、これは亀山高等学校の教員です。大会会長といいますのが、県高体連の会長で増田元彦です。

竹下委員

会長は体育の先生とは関係ないわけですね。

スポーツ振興室長

高体連そのものが体育の教員でなければならないというものではありませんので、この部活に関係している教員でということです。

竹下委員

それで、増田さんが大会会長。

教育長

ちなみに、私は杉の子の石薬師分校の開校式がありますのでそちらへ出まして、こちらへは山口副教育長が出席します。

竹下委員

ここは聞かずとも理解できます。増田さんの名前があったので。

委員長

それでは、よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

## 報告5 「日本スポーツマスターズ2010(にまるいちまる)三重大会」開催100日前イベントの開催について(公開)

(スポーツ振興室長説明)

「日本スポーツマスターズ2010(にまるいちまる)三重大会」開催100日前イベントの開催について、別紙のとおり報告する。平成22年5月24日提出。三重県教育委員会事務局、スポーツ振興室長。

めくっていただきますと、概要がありますが、このスポーツマスターズの100日前イベントということで、この大会のイベントにつきましては、その1にありますように、まず、講演会ということで、平成22年6月5日土曜日、午後1時から2時半まで、場所は嬉野ふるさと会館、対象者は300名程度というようなことで現在準備を進めております。

この講演会に先立ちまして、スポーツ教室というのがあります。スポーツ教室は宇津木妙子さんが講師となって、同日の午前中に松阪市において中学生200名を対象に教室を開催するというものです。3のところにスポーツ教室とありますが、簡単に説明をさせていただきますと、そこにありますように、スポーツ教室は大会の協賛事業として大会開催の機運を高めるとともに、県民のスポーツ参加の機会拡大を図ることを趣旨として開催をするものであります。三重大会が開催される9月にも同様の教室を行うということです。その四角囲みのところにシンボルメンバーとありますが、一時代を築く活躍をされた方々が、この大会のシンボルメンバーということになっています。9月にはまたその方々によるスポーツ教室をそれぞれの会場で実施するということです。

1枚めくっていただきますと、その100日前イベントのチラシがあります。このように、今現在周知をしているところです。その裏につきましては、9月17日から開催されるそれぞれの競技大会の一覧表になっています。以上です。

【質疑】

委員長

報告5はいかがでしょうか。小中学生を対象としたスポーツ教室というのはいいいですね。やはり子どもたちに興味を持たせるのというのは。

スポーツ振興室長

参考までに、9月のスポーツ教室ですが、大会が9月17日から開催されるわけですが、その期間中に実施します。今、お手元の資料の1枚目のところに概要がありますシンボルメンバーの中で、宇津木さんはもう6月に来ていただきますので、スポーツ教室の予定はありません。そして、大林さん、岡山さん、北澤さんはあります。衣笠さんは野球となっていますが、当日は子どもたち対象ですので、軟式野球でお願いをするということです。佐藤さんはテニスです。陣内さんはバトミントンですが、この方はご自身のご都合で開催できないということを聞いております。中野浩一さんの自転車につきましても、小中学生には自転車はなかなか進んでいませんので、これもないということです。それから、中山さんのボウリングはあります。萩原さんの水泳もあります。樋口さんのゴルフにつきましても、これは教室を今は予定していないと聞いています。そういったところで、小学生中学生で予定しています。陸上競技の谷川真理さんですが、本大会に陸上の種目はありませんが、谷川さんにはシンボルメンバーとしてご出席をいただきますので、これは小学生とその親を含めて教室を開いていただけるという予定になっています。以上です。

委員長

すごくいいことだと思います。

竹下委員

ただ、シンボルメンバーね、親の年代でも知っているかどうかということがありますよね。だから、子どもたちに通用する、子どもたちの憧れの人たちではないんでしょう。相当の年代の人が憧れる人たちだけけれど。

委員長

でも、やはりこういう教室をやることによって、すごく子どもが興味を持ってくれたらという思いがありますし。

竹下委員

いやいや、教室はいいんだけども、もうちょっと子どもたちのアイドルというか、憧れの人が呼べればいいのになと思って聞いていました。

丹保委員

やはり財政的に。

教育長

それはシニアですから。大会自身が。

委員長

それとやはり現役の選手は忙しくて来られないでしょう。

竹下委員

だから、生徒がシニアだったら、ものすごい人気の的ですけれども。

委員長

では、よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

## 報告6 平成22年度第1回三重県スポーツ振興審議会の審議内容について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

平成22年度第1回三重県スポーツ振興審議会の審議内容について、別紙のとおり報告する。平成22年5月24日提出。三重県教育委員会事務局、スポーツ振興室長。

1ページをお願いします。そこに概要がありますように、スポーツ振興審議会第1回目の開催をさせていただいています。なお、本年度は、仮称ですが、次期7次のスポーツ振興計画の策定をする年ということで、振興審議会は4回計画しています。その第1回目を過日開催しましたので、報告をさせていただきます。開催日時ですが、5月14日に開催をさせていただきました。この教育委員室で開催させていただいています。5の審議内容ですが、まず、1番目に第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）策定作業部会の設置についてです。3ページを見ていただきたいと思います。議論をよりスムーズに行い、そして、議論を深めていくためにも、回数を多くということで、作業部会を設置することを提案させていただき、ご承認をいただいています。名称につきましては、「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）策定作業部会」ということです。作業部会の人数につきましては5、6名とし、一番下の四角囲みの中ですが、このメンバーにつきましても、当日ご承認をいただきました。部会長を鶴原審議会副会長にお願いをいたしました。次にありますように、4つのカテゴリーから、それぞれ特に見識の深い方に出ていただくということで、そこにあります5名の皆様をこの作業部会の委員として任命をいただき、そして、ご了解を得たということです。以上が作業部会の設置についての報告です。

もう一度、1ページへ戻っていただきまして、5の(1)の6次の計画の進捗状況、そして、の7次の策定に向けてということです。(2)の意見交換ですが、主なものとしましては、子どもの体力については学校体育の重要性とか、少子化とか、運動機会が非常に減少しているとか、そういった話題がたくさん出たということです。地域スポーツにつきましては、総合型地域スポーツクラブの運動を、どのように育成していくか、活用していくかということについて意見が出されました。

競技スポーツにつきましては、ジュニア期からの育成であるとか、スポーツ医科学の活用等についてもご意見が出されたということです。

次期の7次の計画に向けましては、今後、まず現状の様々な課題を把握し、それも整備をしながら、次の計画につなげていくということで、いろいろご意見をいただいています。今後は8月に2回目の審議会を予定していますので、それまでに2回ほど作業部会を持ちまして、審議を進めてまいりたいと考えています。以上です。

#### 【質疑】

委員長

報告6はいかがでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

#### 議案第13号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案について(非公開)

教育改革室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### 議案第16号 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案について(非公開)

教育支援分野総括室長、福利・給与室副室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### 議案第15号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について(非公開)

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### 議案第14号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について(秘密会)

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### 議案第17号 三重県社会教育委員の委嘱について(秘密会)

社会教育・文化財保護室長、社会教育推進特命監が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。